

日向市駅前広場使用（変更）申請（許可）書

日向市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

担 当 者 _____

電話番号 _____

1. 条例第5条第1項のタクシー待機所として使用したいので申請します。	
施設名	<input type="checkbox"/> 日向市駅東口駅前広場 <input type="checkbox"/> タクシー待機所（ 台） <input type="checkbox"/> 日向市駅西口駅前広場 <input type="checkbox"/> タクシー待機所（ 台）
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
備考	1 「施設名」欄のうち、タクシー待機所については、待機台数を記入すること。 2 タクシー事業については、道路運送法の許可の内容が確認できる書類の写しを添付すること。

2. 条例第5条第2項に基づいて使用したいので申請します。	
施設名	<input type="checkbox"/> 日向市駅東口駅前広場 <input type="checkbox"/> タクシー待機所（ 台） <input type="checkbox"/> 自家用自動車待機所 <input type="checkbox"/> 自家用自動車乗降所 <input type="checkbox"/> イベント広場 <input type="checkbox"/> 日向市駅西口駅前広場 <input type="checkbox"/> タクシー待機所（ 台） <input type="checkbox"/> 自家用自動車待機所 <input type="checkbox"/> 自家用自動車乗降所 <input type="checkbox"/> イベント広場
使用目的	<input type="checkbox"/> 物品販売等 <input type="checkbox"/> 集会、演説、展示会、音楽会等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
備考	

変更事項	
------	--

様

日向市駅前広場の使用(変更)申請について、(下記のとおり条件を付して許可・別紙のとおり不許可)とします。

使用料	円
条件	1 施設の使用については、係員の指示に従うこと。 2 施設等を毀損し、又は汚損したときは直ちに届け出ること。 3 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐停車しないこと。 4 事故等については、使用者が責任を持って対応すること。 5 その他管理上支障がある行為はしないこと。 6 （ ）

年 月 日

受付印

日向市長

上記のとおり許可してよろしいか			
課長	課長補佐	係長	係員

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として(訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。